

始



0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15

特252

725

430

乙
贈
正
四位
梅田雲濱先生



特252
725

梅田雲濱先生 目次

- 一、先生の生立と學風 (二)
- 二、先生の青年時代と浪人儒者 (三)
- 三、先生の活躍時代 (七)
- 四、安政の大獄 (七)
- 五、歿後の赦免と光榮 (七)
- 六、先生の容貌・言語・性格・趣味 (七)
- 七、先生の遺族 (七)



目次 終

日大尊



才子の筆
六朝の歌
五代の詞
四季の風
三才の書
二才の詩
一才の墨

紳田雲路大坐 日大



像肖生先濱雲



畫子美登田山姪の生先

雲濱先生真蹟

あひ病体必呼
有氣て石土ら
唯我まと家仕の此生別

碑の生先濱雲



(小濱公園に在り)

雲濱先生銅像



(左)小濱公井守馬(右)雲濱先生の墓地

地墓の(左)守井公馬(右)雲濱先生の墓地



東京京淺草松葉町海禪寺内

梅田雲濱先生

一、先生の生立と學風

徳川幕府の末において、北陸の良港なる我が小濱から出られた大勤王家は實に梅田雲濱先生である。先生は三十歳頃から、安政五年の大獄に、その首魁として最初に捕縛せられた四十四歳の時まで、十四五年間も永らく京都に居られたので、先生を京都で生れた方と思うて居る人も随分多いやうであるが、先生は今から百二十二年前の文化十二年六月七日に小濱藩士矢部岩十郎義比の次男として、城下の竹原三番町の邸宅で孤々の聲をあげられたのである。

それゆえ先生も初めは矢部源次郎義質といつて居られたのを、後に故あつて祖父の生家なる同藩士梅田家の姓を冒して梅田源次郎定明と改められたのである。又古來小濱の海濱を「雲の濱」と稱して居つたところから、先生は雅號を「雲濱」と稱せられたのである。

る。

先生は天性聰明剛膽にして學問を好み、天保元年十六歳の時江戸に遊學して、小濱藩の山口菅山といふ儒者に就いて、凡そ十年程教を受けられた。この菅山といふ人は、幕府時代において夙に大義明分を明徴にし、日本精神を強調した贈從三位山崎闇齋先生の學意を承繼いだ學者であつたから、その教を受けられた雲濱先生の學問・思想・事業といふものは、皆この山崎學派の日本精神を基礎とし、大義名分を明かにするといふ學風から出發して居るので、それが幕末の非常時局に際し、遂に大勤王家となつて活躍せられたのである。

二、先生の青年時代と浪人儒者

雲濱先生は、江戸で十分學問を修められた上歸藩し、その後父の岩十郎に隨伴して、關西及び九州地方に遊歴し、その地勢・風俗・人情などを視察された。それから暫らく京都に居られたが、江州の大津に居る上原立齋といふ同學派の學者に就いて、更に研究しようと思う

て、立齋を訪ねて學問上の話をされた處、立齋は「君の學問は既に十分だ、私が教へるまでもない」というて、先生より二十歳ほども年上であつたが、友人として交際いたした。

そこで先生は大津に住まれることになり、私塾を開いて子弟を教授せられた。その塾を湖南塾と稱した。先生が別に「湖南」といふ雅號を用ひられたのは、この時代の事である。その當時、先生は隨分困窮して居られたやうであつたが、然し學者の本領は何處までも堅く守つて居られた。或時小濱藩より、今度本藩で武器を調達するのに金が必要から大津の御用商人鍵屋五兵衛から借入れるやうにと、その周旋方を先生に委託して來た。そこで先生は五兵衛に交渉して、約束の期日に出かけられた處が、五兵衛は金を先生に渡した後で別に水引をかけた一封を廣蓋に載せて先生の前に出した。先生は之を見るや否や、大いにその無禮を怒つて、いきなりその金封を五兵衛の前にたきつけて歸られた。五兵衛は驚いて、「俺は金力を以て小濱藩の御用商人となり、家老始め役人などは、皆内々役徳として金を受取るのに、あの雲濱といふ人は、まだ若年であり、その上至つて貧乏だといふのに、あのやうに清廉潔白なのは如何にも見上げた人物である」というて、非常

に感服して、ひたすら自分の無禮を先生に詫びて、遂に先生の弟子になつたといふことである。

大津の疏水の入口に近い下大門町に在る大津營林署の傍に、『梅田雲濱先生湖南墳趾』と題した大きな碑が建てあつたが、四五年前に公會堂の境内に移された。

その後、先生は天保十四年の秋に、再び京都に引移り、翌年三十歳の春、上原立齋の長女信子さんと結婚された。是より先き、立齋は豫て先生の學識とその人格を推稱して居つたので、どうか娘を貰うて呉れと申入れたところが、先生は拙者はまだ前途立身出世の見込も立たず、なほ目下生活状態も十分でないからというて、固く断はられたのであつたが、立齋は貧富は問ふ所にあらずと懇請して止まないので、遂に結婚されたのである。時に信子さんは芳紀正に十八才色兼備の佳人で、最も和歌と書を善くし、絲竹の道にも堪能であった。當時先生は、小濱藩で管理せる望楠軒といふ學校の講主となつて子弟を教育して居られた。

この望楠軒といふのは、元來山崎學派の儒者若林強齋が忠臣楠公を崇拜仰望するとい

ふ心持で、自分の書齋を望楠軒と名づけて子弟を教育した私塾で、京都の二條堺町に在つたが、強齋の歿後は、小濱藩に招聘された山崎學派の儒者が、代々講主となつて教授することとなつた關係上、藩からも世話をするやうになつたものである。その教育は、同學派の大義名分を明かにするといふ事を方針として居つたから、これがやがて天下の士氣を鼓舞し尊玉賤羣の思想を振ひ起し、王政復古の氣運を速進する原動力ともなつたのである。

先生は京都に居られたが、本藩の事を憂ふる誠心から、藩政上の事に就いて意見を建白せられたことがあり、又海防上の事に關して、極めて率直的切なる意見を提出せられたこともあつたが、それ等の意見は、何れも採用せられず、反つて深く御咎めを蒙り、嘉永五年七月遂に士籍を削られて、藩主から永の御暇が出て、先生は己むを得ず浪人儒者となられた。これは先生の三十八歳の時であつた。

この時の事情は、先生が嘉永五年八月三日に洛北一乘寺村から、小濱に居る弟の矢部三五郎に送られた左の書面に依つて知ることが出来る。

七月九日之御狀、同廿八日大津より相達致拜見候。下拙義 御上思召有レ之、御暇被下

置就而は貴様竝弘介(先生の叔父)矢部弘介義路差控伺之處伺之通被仰付候趣何共恐入候事に御座候。行方百太郎(先生の門人方)も御呵有之候由氣毒に候。(此等の人々は先生の親類門人たる關係上、連累處罰せられたのである)是は全く上書故に可有之候。僕其以前近藤元哲坪内孫兵衛^{之上書、鹿野權之亟}(以上の三人は何れも同藩士なり上京遊學内願の尻推し杯と申風説も有之、且渡邊大夫(同藩年寄役渡邊樺太夫)之命を受御政道之事共無遠慮申上候事共相重り候事に而可有之と存候。固り覺悟の事に而有之申候。實に以恐入候次第且は御國の爲長大息に不堪候。古今和漢衰世言語塞り候時珍らしからざる事に候。下拙も早春以來長々病氣に而大困窮、京師にも住しがたく、春來高雄え移居いたし候得共、餘り深山幽谷大不便利故止めにいたし、八月朔日より一乘寺村にト居候。石川丈山の古跡詩仙堂有之候處に而京師えも不遠不近至極の處に而候。石川丈山同様御暇之身之上別而なつかしく存候。明日はしらね共、先は永住の心得に候。内々ながら坪内近藤高森恭助(鹿野小山田隼太)杯えも御序に住處爲御知置可被下候。先は御答迄早々不宜。

一見後は火中他見災之基可レ恐候。

實に先生は本藩の事を思うて上書建白せられたのが、忌諱に觸れて、御氣の毒にも浪人となられたのであつた。然し先生としては、固より進退を賭してせられた事であつたから別に驚きもせず、反つて本藩のために歎息して居られた。

斯様な次第で、先生は浪人となられたが、忠臣は二君に仕へずとの義を守り、その後は如何なる大藩から高祿を以て招聘されても、斷然之を謝絶して終身浪人儒者として一貫せられたのである。

先生が浪人となつて閑居してゐられた洛北一乘寺村には、石川丈山の隠棲して居つた有名な詩仙堂があり、又その少し北の方に葉山の觀音堂がある。先生はその境内の一茅屋を借りて住んで居られた。先生は始終貧乏であつたが、この一乘寺村時代は別して困窮して居られたやうである。それは左に掲ぐる信子さんの詠まれた和歌によつても想像することが出来る。

樵りおきし軒のつま木もたきはてゝ

拾ふ木の葉のつもる間ぞなき

事足らぬ住居なれども住まれけり

われをなぐさむ君あればこそ

現にこの觀音堂の境内には、『梅田雲濱先生舊蹟』といふ碑が建つてゐる。

三、先生の活躍時代

先生はこの一乘寺村に永住する積りであつたが、僅か半年許で、嘉永六年の春には、復た京都に引移られた。それは先生の舅の上原立齋が、病氣のため大津から京都に出養生に來たので、先生夫婦が一乘寺村に居つては、介抱が十分行届きかねるからであつた。

然るにこの嘉永六年の六月三日には、米國の使節ペルリが軍鑑四隻を率ゐて突然浦賀に來航し、七月十七日には、露國の使節ペーチヤチンが軍鑑に乘じて長崎にやつて來た。何れも我が國の鎖國制度を解放して、和親通商を許されたいとの要求であつた。殊にペルリの如きは、兵力に訴へてもといふ風で、威嚇的態度を以て幕府に迫つた。二百五十年

來東洋の一孤島に天下泰平に陶酔しつゝあつた我が國へ、關東と九州とに突然外國の軍鑑が堂々やつて來たのであるから、幕府は周章狼狽し、人心惶々、國論沸騰し、上を下への大騒ぎとなり、畏れ多くも孝明天皇様には、痛く宸襟を惱まされ給うたのである。

雲濱先生は夙に外寇に就いて心配せられ、上述の如く海防上に關する意見書を提出せられた程であり、それがために反つて永の御暇が出て、浪人となられたやうな次第であつたから、此の度米國と露國との軍鑑がやつて來た事を聞かれて、これは國家の一大事なりと、京都における同じ浪人儒者で、平生意氣投合せる同志の梁川星巖・賴三樹などゝ日夜相會して對外策に就いて謀議を凝された。こゝに先生の一身は、局面一變し、いよいよ天下の志士として、勤王攘夷黨の先鋒として、國家のために活躍盡瘁せらるゝこととなつた。

今その事蹟を詳しく述べたいのであるが、この小冊子には書き盡せないから、こゝではたゞその概要のみを略述することとする。

(一) 先生が最初に一番心配せられたのは、當時皇居の守備が薄弱といふよりも、寧ろ皆無であるから、若しも外國の軍鑑が大阪近海に侵入するやうなことがあつたら、まこと

に畏れ多いことであるから、何をさしおいても皇居を守護すべき用意をしておくことが、最大急務であると考へられて、祖先以來勤王心に厚い大和の十津川郷士を指導訓練して萬一の場合には、之を朝廷の御親兵として皇居を守護するやう大いに畫策盡力された。

(二) 安政元年正月に、ペルリが去年よりも多數の軍艦を率ゐて、再び浦賀にやつ來た事を聞かれて、先生は蹶然起つて江戸に駆着け、吉田松陰を始め諸藩の同志と、日夜國難に處する方策を討究計畫された。

(三) 處が幕府では攘夷どころか、段々ペルリに迫られて、遂に三月三日横濱で日米和親條約（謂はゆる神奈川條約なるもの）を締結した。そこで憂國の志士は、幕府は到底駄目だと憤慨して、松陰は外國の事情を探るため、海外に密航せんことを企て、先生は尊攘論の本元なる水戸藩の奮起を促がすため、水戸に出懸けて、大いに攘夷の斷行を勧説された。

(四) 水戸藩では、先生の意見に賛成した者もあつたが、矢張幕府に遠慮して躊躇する因循

派があつて、先生は一月餘も滯在して、種々盡力されたが、思ふやうにいかないので、遂にその年六月京都に歸られた。

(五) 京都に歸られた先生は、直ぐまた福井に行き、同志の人々に面會して、江戸並に水戸の情況を談じ、時局の急務を議し、亦大いに尊攘論を鼓吹して、七月京都に歸られた。

(六) 處がこの安政元年の九月十八日に、去年長崎に來た露國の使節ブーチヤチンが軍艦に坐乗して突然大阪灣にやつて來た。これはブーチヤチンが幕府に對し、米國と同様の和親條約を締結するため、大阪で談判したいといふ希望を申出で、回航して來たのであつたが、大阪ではそんな事情は判らなかつたので、サア大變だと、また上を下への大騒ぎとなつた。そこで大阪城代土屋采女正（常陸の土浦藩主）は、一面幕府へ急報すると共に、一面急に兵備を整へ、大阪附近の諸藩も、夫々兵を出して沿岸を防禦した。

然るにブーチヤチンは中々退去する風がないので、大和の十津川郷士は大いに憤慨して、なんでも早く露艦を撃擣つて、宸襟を安んじ奉らなければならぬ、それには豫て

から吾々を指導して下さつて居る梅田雲濱先生に軍師になつて貰ひ、吾々は先生の指揮によつて攘夷しようと、先生に願つて來たので、先生は早速引受けられた。然るにその時信子さんは病氣に罹つて居られて乳が出ないので、三歳になる長男の繁太郎はヒーヒー泣き叫ぶといふやうなまことに慘めな状態であつたが、先生は國家のために代へられぬと深く決心されて、

妻臥病牀兒叫飢。

挺身直欲當戎夷。

今朝死別與生別。
といふ妻子に永訣を告げる詩と、

大厦欲支奈力微。

此間可說小是非。

微臣效國區區意。

憤激臨行拜帝闈。

といふ皇居を拜して御暇乞を申上げ奉る詩とを、二首詠ぜられて慨然家を出られた。それから先生は十津川郷士を率ゐて大阪に驅着け、軍艦を擊撃はんとせられたところが、露艦は幕府の通知に依つて、大阪を退去して伊豆の下田へ回航したので、擊撃策

は實現するに至らずにしまつた。

(七) 右様な次第で、先生は空しく京都に歸へられたが、一面先生の家庭には、不幸の上にも不幸が重なつて來て、まことに御氣の毒な状態であつた。それを一寸記して見ると、(い)豫て大津から京都へ轉地療養して居つた先生の舅の上原立齋は、安政元年の正月八日遂に死亡した。

(ろ)先生が安政元年七月福井から歸京されたところが、其の留守中に信子さんと長男の繁太郎とが病氣になつて居つた。

(は)そこへもつてきて、先生の姑（信子さんの母）が、大津から上京中又發病して先生の家に逗留することとなつた。

(に)然るに信子さんの病氣は段々重くなつて、十二月には終に不治の病狀となつた。先生は貧苦の中にも、出來得る限り手をつくされたが、その甲斐もなく、信子さんは安政二年三月二日に、十歳の長女お竹と、四歳の長男繁太郎とを遺して亡くなられた。年は僅かに二十九歳であつた。信子さんは前にも述べたやうに、十八歳で先

生に嫁し、同棲十一年、その間貧苦を偕にし、良妻賢母として能く先生を助けられたのであつた。先生も深くその薄命であつたことを哀惜するの餘り、信子さんの死後、一つの文庫の中へ、その位牌を大切に納めて誰にも見せず、常に自分の傍を離されなかつたといふことである。

(ほ) 處が信子さんの亡くなつた翌四月二十六日には、その母も亦亡くなつた。

(へ) 信子さんの死後は、幼ない二人の子供のいじらしさに、さすがの雲濱先生も、ほとほと困られて、大和の高田の豪家で勤王心に厚い村島内藏進といふ人の娘千代子さんを後妻に貰はれた。

それは安政二年六月の事であつたが、その七月には先生が脇チブスに罹られ、一時は餘程重態に陥り、それが家内中に傳染して、一家残らず病牀に臥すといふ惨澹たる状態であつたが、幸ひに九月になつて一同全快された。

(と) 處が又この歳の冬になつて、長男の繁太郎は病氣再發して、終に翌安政三年の二月十七日に五歳で亡くなつた。當時先生から福井藩の同志坂部簡助に贈られた書

面に、

下拙方倅も舊冬より病氣再發之處、藥餌一向しるしも無之、當十七日死去仕候。

始而之男子、當五歳にも相成候事故、殘念御察し可レ被レ下候。

といつて居られる。先生の有名なる詩に詠ぜられたところの病牀に臥せし妻も、飢に叫んだ兒も、僅々二年の間に俱に亡くなつたのである。その悲傷哀痛の情は、實に察するに餘りあるではないか。

(八) 當時先生の家庭は、以上列記したやうに、まことに悲慘極まる状態であつたから、この場合普通の人であつたら、必ず落膽沮喪して、家庭以外の事に携はる勇氣はなかつたであらうが、一意勤王攘夷の外何物もなかつた先生は、天下の形勢が日々切迫し、幕府の對外策が、とかく因循姑息にして、國威を損することの甚しきを見られては、一身一家の事などを顧みる暇もなく、出でゝは在京の同志と會合密議し、入つて來訪する諸藩の有志に對して、時勢の急務を切論し、國家のために力を盡すやう、熱心に指導激励せられた。

(九) それから先生は、安政三年十一月に京都から長州の萩に行かれて、毛利家の重臣に面會して、朝廷のために毛利家の奮起を促がし、京都と長州との氣脈を通ずる手段として、先づ以て双方の間に物産交易の途を開始する事を協定して、翌安政四年二月歸京された。

(十) 歸京後その年四月、先生は自分の代りに同志の僧月性（海防僧と稱せられた周防遠崎妙圓寺の住職）を紀州藩に遣つて、紀淡海峡の防備に就いて、大いにその急務なることを家老に力説せしめられた。

(十一) 又その年十二月には、先生自ら大和の五條に行かれ、翌安政五年春夏の交には、十津川まで出かけて、同地の郷士を鼓舞激励された。

(十二) この安政五年には、國事いよく切迫し、幕府の老中堀田備中守は、二月上京して米國との通商假條約締結の勅許を賜はらんことを奏請した。これが非常な大問題となつて、在朝の重臣は勿論、多數の公卿と在京の志士等は、極力之に反対したゝめ終に、今一應三家以下諸大名とも密議した上、更に言上すべしとの勅命に依り幕府の奏請は

却下されたが、この事件に就いても、雲濱先生は或は表面に或は裏面に種々奔走策動されたのである。

(十三) 處で幕府では、この年四月二十三日、彦根の藩主井伊掃部頭直弼が遽かに大老となつて、今一應審議言上すべしとの勅命に違ひ、勅許をも經ず、擅に六月十九日米國と通商條約に調印してしまつたので、孝明天皇様には痛く幕府の所爲を御怒りあらせられて、八月五日畏れ多くも御讓位遊ばされたいと仰出され、至急幕府に違勅不信の罪を詰問せよと勅命あらせられた。そこで關白九條尚忠は、大いに恐懼して暫らくの御猶豫を御願ひ申上げて、左右兩大臣・内大臣等の意見を徵した上、八月七日急に御前會議が開かれ、その翌八日水戸藩主徳川慶篤へ内々勅諫を降されることになつて、京都に在る水戸藩邸の留守居役鶴飼吉左衛門の息子の幸吉が勅書を持して密かに江戸に下り、老中の手を経ずに、直接水戸藩主に下付された。（勿論この勅諫と同一のものが幕府へも降つたが、それは水戸よりも後であつた）。

元來この水戸藩主へ勅諫降下の事は、雲濱先生等同志の間には豫てから畫策されて

居つたのであつて、先生等は幕府には朝旨を遵奉して攘夷する誠意のないことを、夙に看破して居られたので、この上は副將軍格であり、尊攘論の本元ともいふべき水戸の藩主へ、直接勅諭を降し、井伊大老を退けて幕閣を改造し、譴責中の尾張・水戸・越前の各藩主を起して朝旨を遵奉せしめるより外なしとの意見で、内々青蓮院宮を始め在朝の重臣間に進言して、しきりに策動して居られたのであつたが、未だ實現の時機に至らなかつた。處が幕府が勅許を經ずして擅に外國との通商條約に調印し、剩へ朝廷に對する態度が頗る不敬不信であつたので、事態が急轉直下して、この勅諭降下となつたのである。それは勿論孝明天皇様の御英斷によることは申すまでもないが、在朝の重臣と先生等志士の策謀活躍といふものは、中々一通りの事ではなかつたのである。

(古) 是れより先き、先生の舊藩主酒井若狭守は、井伊大老の推舉によつて、京都の所司代となられたので、先生は目下幕府は事毎に朝旨に違ひ、朝廷の御信賴に反しつゝある場合に、舊藩主が井伊大老の指揮を受けて、所司代となられる時には、終に朝敵の汚名を

蒙られる虞があり、小濱藩の安危存亡にも關する重大問題であると、非常に心配せられ、先生自身は既に放逐の身分となつて居られるにも拘はらず、舊藩主を思はるゝ一念より書面を小濱藩士坪内孫兵衛に贈つて、舊藩主の所司代就任の不可なることを申送られた。先生がどこまでも舊藩主の事を心配せられた忠愛の至情は、まことに敬服すべきことである。しかしそれも矢張容れなかつた。

此の頃京都における志士の中で、最も推重せられて居つたのは、有名な詩人梁川星巖と雲濱先生とであつた。賴三樹・池内陶所なども、中々活動した。

處で星巖は素より學識もあり、思慮もあり、氣魄もあつたが、何分既に七十歳の老人であつたから、先生のやうに自ら諸方に飛び廻つて遊説したり、同志を糾合したりするやうな運動は出来なかつたが、先生は正に四十四歳の男盛りであつたから、堅固なる意思と周密なる思慮とを以て徐ろに盡策し、日夜盛んに奔走活動されたのである。先生が當時の有志者に推重せられ、その中心人物となつて居られたことは、先生の門人であつた小濱藩士行方千三郎が、明治以後自ら書いた履歴書の中に、

安政五年の春、予京師に在り。是の時に當り、歐米の諸國益々幕府に迫りて開港を促す、朝廷之を聽さず。天下慷慨の士、皆腕を扼して攘夷の詔を待つ。諸藩の有志、都下の動靜を知らんと欲する者は、必ず來つて梅田を訪ひ、前後相踵ぐ。梅田應接に暇あらず、予をして代つて之に接せしむ。

と書いてある。又吉田松陰の門人で、安政五年の秋、京都に居つた中谷正亮から、長州に居る松陰に贈つた書面にも、

京都の周旋家梅由に止り候。是は御承知の通り、宮様（青蓮院宮、今の大連宮家）え時々預御招候由、其外は皆々相手に成り兼申候。源次郎よりは言路も能聞け居申候。朝に上り夕に雲上に達し申候由。可賀々々。是も諸公卿より別而六ヶ敷由。（先生は在京の志士の中でも、青蓮院宮に最も厚く信用せられて居られたのである）

といふてある。これに由つても、その頃の有志者間ににおける先生の地位と關係とを知ることが出来る。それ故幕府側では、梁川・梅田・賴池内の四人を、幕府に對する『惡謀の四天王』と稱して、しきりに探偵を放つて、内々先生等の舉動を探つて居つたのである。

四、安政の大獄

安政の大獄は幕府が尊王攘夷黨に大彈壓を加へ、これによつて朝廷を威嚇し、幕府の權力を維持しようといふのが目的であつて、その首魁として槍玉にあがつたのが雲濱先生であつた。先生の捕縛せられたのは、安政五年の九月七日の夜で、場所は京都烏丸御池上ル借家であつた。（星巖は九月二日コレラで死んだので捕縛を免がれた）先生は一旦西奉行所に拘引せられて、伏見町奉行所の牢に投ぜられた、その後十二月二日に、伏見から京都六角の牢に移され、同月二十五日になつて、先生と有栖川宮家の家来飯田左馬三條家の家来森寺若狭守・西園寺家の家来藤井但馬守・青蓮院宮の家来伊丹藏人・山田勘解由（この兩人は先生の門人であつた）鷹司家の家来高橋兵部權大輔・賴三樹の八人が一緒に京都から江戸に護送された。その中宮家や公家の家来は網乗物に乗せられたが、先生と賴三

樹とは浪人であつたから、軍鶴籠（こうりくらう）であつたといふことである。今日から見れば、如何にも残酷極まる護送法であつた。

一行は護送の途中、東海道荒井の關所で安政六年元旦を迎へ、正月九日に江戸の北奉行所に着き、直ちに先生と飯田森寺・藤井の四人は、その當時常磐橋見附内に在つた小倉藩主小笠原家に御預けとなつて、各別に座敷牢に入れられた。伊丹・山田・高橋・賴の四人は、筋違見附内に在つた福山藩主阿部家に預けられた。

それから此等の人々は、時々幕府の評定所に呼出されて取調べられたが、その中に藤井・但馬守と雲濱先生とは脚氣になられたので、小笠原家では種々手厚く治療を加へたのであつたが、その甲斐もなく、遂に藤井は安政六年の九月朔日に、雲濱先生は同月十四日に牢死された時に先生は四十五歳であつた。そこで小笠原家では不取敢その菩提寺なる淺草松葉町の海禪寺に假埋しておいた。

先生は京都でも江戸でも、取調を受ける時は、役人が何を訊問しても、その問には答へずして、堂々と大義名分を説立てられるので、役人もその理の當然なるに屈伏して、持てあま

したといふことである。

きみがよをおもふこゝろの一すちに

わが身ありとはおもはざりけり

これが雲濱先生辭世の歌である。その一身を顧みずして、君國のために盡された誠心は、實に尊ぶべく敬すべきではないか。

五、歿後の赦免と光榮

安政の大獄に檢舉された者は、無慮七八十人の多數に上り、その中には、獄門になつた者があり、死刑あり、切腹あり、流罪あり、その他追放押込所拂など、總じて罪状に對し極めて苛酷であつたので、却て人心に反動的氣分を起さしめ、それ等が爆發して、萬延元年三月三日の櫻田門外における井伊大老の暗殺となり、文久二年正月十五日坂下門外における老中安藤對馬守の襲撃となり、天下の形勢俄然一變し、文久二年八月に至り、安政の大獄その他國事のために處罰せられ、又は死亡した者は、すべてその罪を赦免すべしとの勅命を朝廷

より幕府へ降されたので、先生と藤井但馬守の罪も赦免せられ、同時に墓を建てゝも差支へなしと申渡された。そこで小笠原家では、翌文久三年に施主となつて、二人のために墓を建て祠堂金を附けて、懇ろに忠魂を弔ふことゝした。この墓は、大正十二年九月の大震災のために破壊したので、昭和八年に、藤井但馬守の舊主家公爵西園寺公望施主伯爵小笠原長幹・雲濱先生の舊藩主家酒井忠克の三氏が、相謀りて原形通りの墓を再建改修された。なほ先生の墓は史蹟として東京府知事より假指定されてある。

先生の歿後恰も十年にして、始めて王政復古の大業成り、明治維新となつたので、元年十二月には、京都府から先生の未亡人千代子及び娘さんのぬい子に扶助米を給せられ、又東山の靈山において、他の勤王諸士と共に祭典を挙行せられた。その後明治十六年、先生の二十五年祭挙行の際、その碑を靈山に建立する事が畏くも、天聴に達し、宮内省より「故梅田源次郎夙ニ勤王之志ヲ懷キ力ヲ國事ニ盡シ竟ニ幽囚ニ罹リ殞命候處今般建碑之趣被聞食」金五拾圓下賜候事」といふ御沙汰を未亡人に賜はつた。それから二十二年十一月には、靖國神社に先生の英靈を合祀せられ、二十四年四月には特旨を以て正四位を贈

られた。なほ大正十三年及び昭和八年北陸地方に陸軍特別大演習のあつた時には、二度とも勅使を小濱に差遣はされて、公園に建てゝある先生の碑に参向せしめられ、玉串を捧げ祭粢料を御下賜になつた。昭和八年淺草の海禪寺で、先生の七十五年祭と墓石改修の祭典挙行の際にも、宮内省より祭粢料を先生の遺族に御下賜になつた。

斯様に雲濱先生は、亡くなられた後に、その勤王の誠心が果して皇天后土の知る所となつて、重ね重ねの恩典を蒙り光榮を荷はれた。定めて先生の英靈も感泣せられて居ることであらふ。それと共に斯様な大勤王家が、我が小濱から出られた事は、我等の大いなる誇とするところであらねばならぬ。

六、先生の容貌・言語・性格・趣味

容貌 先生は眉目清秀、中肉中脊にして、色淺黒く、眼冷しく、一見人を服せしめ、謂はゆる感あつて猛からずといふ風で、中々美男子であった。それはこの冊子の巻頭に掲げある肖像画を見ても判る。

言語 先生は言語も至つて明瞭で書物を講義せられる時には、明快の辯舌を以て、十分義理を發揮し、條理井然と説き來り説き去り、聽く者をして感動せしめられた。殊にその時事を痛論するに當つては、意氣激昂、扼腕切齒、聲涙俱に下るといふ風で、之を聽く者が皆感奮興起したといふことである。

性格 先生は浪人儒者として、一生清貧に甘んじて居られたが、その人格は頗る高かつた。先生の親友で長州藩士秋良敦之助といふ人は、廣く當時の學者や志士とも交際して居つたが、その中で最も感心して、「どうも雲濱といふ男は高い男だ、私の交際した者に、あれ程高い男はなかつた、あの男には及ばぬ」と常にいふて居つたさうだ。先生は人格の高かつたと共に、又一面には膽力もあり、策略にも富んで居られた。朝廷と幕府が反目し、内外多難であつた際に、勤王のために、あれ程活躍せられたのには、餘程の膽力と策略がなければ、決して出来るものではない。これが尋常一樣の學者と大いにその趣を異にして居る處であつた。それ故當時の志士側からは首領と仰がれたと同時に、幕府側からは惡謀の首魁と思はれて、注目的となられたのである。

趣味 先生には別にこれといふ道樂や趣味もなかつたやうだが、酒は大分好きな方で、晩酌をやられて、一醉陶然佳境に入ると、いつも聲張りあげて、淺見綱齋の作った『楠公の謡』を朗吟せられたといふことである。酒宴などで興來れば、筆を揮うて字を書かれ、筆勢奔放の中に、一種掬すべき氣韻が溢れて居た。當時の勤王家は大概書を能くしたが、その中でも先生は特に優れて居られた。

七、先生の遺族

先生は家庭的にも恵まれなかつた方で、先妻の信子さんにできた長男の繁太郎は、安政三年二月に五歳で死し、後妻の千代子さんにできた次男の忠次郎は、先生の歿後文久三年に八歳で死し、男の子二人とも早く亡くなつた。そこで忠次郎の妹のねい子に養子をして、梅田家を嗣がした處、又そのねい子が、明治十三年八月二十三歳で亡くなり、養子も離縁となつたので、奈良の高橋家に嫁して居つたお竹さん（繁太郎の姉）にできた高橋良三（即ち先生の外孫）を以て梅田家の養嗣子とした。然るに又この良三が大正二年五月に

三十七歳で早世した。良三にはまだ妻子がなかつたので、いよいよ梅田家が斷絶の不運に陥るので、良三の弟高橋尙三の次男健吉（即ち先生の外曾孫）を以て先生の後を嗣がしめ、梅田健吉と稱し、今年二十五歳となり、奈良の兩親の許に居られる。

上述のやうな次第で、雲濱先生はその一生不遇であつたのみならず、家庭的にもまことに不幸な方であつた。然し不幸中にも、外孫の高橋尙藏君は有名な古梅園の京都支店長となつて居られ、外曾孫の健吉さんが、先生の家名を相續して居られるから、先生在天の英靈も、定めて御満足であらうと拜察する。（終）

（附記）

なほ先生の事蹟に就いて詳しく述べ承知したい人は、東京市神田區錦町有朋堂の發行に係る

遠湖 内田周平序並 関老山
笠溪 青木晦藏 共編
贈正 佐伯仲藏 共編

四位正 梅田雲濱遺稿並傳

内田周平	佐伯仲藏	共述
勤王志士領袖	梅田雲濱先生	
安政大獄首魁		

と題する書物を讀まれたい。

雲濱事蹟保存會

代表幹事 汗 保 太 郎

福井縣遠敷郡小濱町酒井九五

吉 村 金 松

京都市高倉通四條南入

一合名會社 西 湖 堂

京都市高倉通四條南入

電話下(5)一八一〇番

雲濱事蹟保存會

福井縣遠敷郡小濱町酒井九五

發行所

發著作兼
印 刷 者
印 刷 所

不許
復製

昭和十一年五月廿八日印刷
昭和十一年六月二十一日發行
昭和十五年五月二十日再版

卷之三

卷之三

宋高宗憲皇帝

憲皇帝

398

456

終